

令和３年度第２回野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会

第１号議案 既存通所事業所と同一敷地における日中サービス支援型共同生活事業所の新設に関する評価について

１ 日中サービス支援型共同生活事業所の建設計画の概要

ア 設置主体

社会福祉法人は一とふる

イ 設置場所

野田市船形地先「生活介護事業所ひばり」と同一敷地

なお、同一敷地とは、地番や所有者の別にかかわらず、同一の事業者による事業の用に供される一団の敷地をいうものであり、敷地の形状や利用形態等により総合的に判断されるものである。【平成３０年１２月２６日付け障事第１５８８号（以下「解釈通知」という。）による】

ウ 新設施設の入居定員

８名

エ 施設の特徴

強度行動障害対応型のグループホーム

２ 市町村協議会等による評価の実施について

解釈通知において、知事が必要と認める場合には、事業指定の申請に当たり、障害者総合支援法施行規則第３４条の１９第１項第１５号に規定する事項として、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、障害者総合支援法第８９条の３第１項に規定する協議会又はその他の知事がこれに準ずるものとして特に認めるものに対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を知事に提出するものと規定されている。

知事が必要と認める場合の中に日中サービス支援型共同生活事業所と通所事業所を同一敷地内に設置しようとする場合が含まれる。【令和２年６月２日付け障事第３３２号（以下「通知」という。）による】

上記１に掲げる施設の建設が知事が必要と認める場合に当たることから、障害者総合支援法第８９条の３第１項に規定する協議会である本協議会の評価を行おうとするもの。

３ 評価方法について

各委員からご提出いただいた書面表決書の内容を評価とします。

評価内容については、次回の協議会において報告いたします。

令和3年10月8日

野田市自立支援・障がい者差別解消支援
地域協議会 会長 加藤 満子 様

社会福祉法人は一とふる
理事長 小林 公平

評価依頼について

標記の件について、当法人では、既存通所事業所と同一敷地における日中サービス支援型共同生活事業所の新設を計画しております。

当該事業は、知事が必要と認める場合となり、事業指定の申請に当たり、貴協議会に対し下記のとおり運営方針や活動内容等を説明し、評価を受けるものです。私たちの思いを御熟読していただきまして評価、ご意見をよろしくお願いいたします。

記

1. 評価事項

日中サービス支援型共同生活事業所と通所事業所を同一敷地内に設置しようとする評価

2. 根拠

知事が必要と認める場合には、事業指定の申請に当たり、障害者総合支援法施行規則第34条の19第1項第15号に規定する事項として、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会等による評価を受けなければならないため。

3. 事業概要（事業指定申請）

（1）日中サービス支援型共同生活事業所の概要

ア 設置主体

社会福祉法人は一とふる

イ 設置場所

野田市船形地先「生活介護事業所ひばり」と同一敷地

ウ 定員（予定）

新設 8名

既存施設 5名

短期入所 2名

エ 施設の特徴

強度行動障害対応型のグループホーム

（2）事業の必要性（説明等）

ア 別添資料のとおり

○事業概要（事業指定申請）

1 日中サービス支援型共同生活事業所の建設計画の概要

ア 設置主体

社会福祉法人はーとふる

イ 設置場所

野田市船形地先「生活介護事業所ひばり」と同一敷地

ウ 定員(予定)

新設 8名

既存施設 5名

短期入所 2名

エ 施設の特徴

強度行動障害対応型

2 位置図



○運営方針

本法人は強度行動障害をもつ人達のために平成 24 年よりひばり別棟(生活介護事業所)としてASD特化型のみそらを開設し、ASD支援における研究成果のある支援理念や支援技法、環境調整を取り入れた運営を行い、利用者の行動上の課題(遊出や他害、自宅での引きこもり)を改善してきた。

法人全体の職員養成に力を入れてきた(※参照1)ことで、支援理念や支援方法は浸透し、現在はみそらに限らず、ひばりでも行動上の課題を持たれている、または課題に発展してしまいそう方の受け入れを行い、保護者の方と連携を取りながら、多くの実績を積んできた。

現在、家族(家庭)のみでは対応できず、短期利用も断られるケースや本人も他所への利用拒否等ある人が大部分であり、日中活動支援のみではなく生活全体へ専門的な支援介入が求められている。

これらを受け、本法人では行動上の課題を持たれている、または課題に発展してしまいそう方を対象にした『ASD特化型グループホーム』(強度行動障害対応型)の運営を計画します。

○活動方針

- ・ 利用者は、行動上の課題を持つ方向に移行するのではなく、日々の不安や混乱を示す必要がなく、安心して自身の意思を伝え、充実した生活を送れるための支援に努めます。
- ・ 職員の専門的支援技術による支援を行うとともに技術の向上に努めます。
- ・ 行動上の課題が発生した場合は、施設内だけで支援するのではなく、バックアップ施設の支援員による支援体制に努めます。
- ・ この事業が、入所施設を持たない通所施設の事業所が強度行動障害対応型の GH 運営のモデルケースになるように努めます。

○同一施設内に通所施設等(バックアップ施設)の必要性

1 本法人のバックアップ施設

- ・生活介護事業所 ひばり(同一敷地)、みそら
- ・グループホーム ほっと(同一敷地)、ぱーる

2 バックアップ施設の重要性が報告

①障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会著(抜粋)

「通所施設を主体とする法人の場合、夜間・休日をはじめとするバックアップ体制には不安材料が多いため、余程の実績と支援体制がないと困難だと考え

られる。」

- ②行動障害のある方の地域移行及び地域生活に向けた方向性について(2016)
(横浜 知的障害者の住まい検討部会)(報告)

「ハード(建物だけを考慮して)としての行動障害対応グループホームを設けるのではなく、パッケージ(法人全体や地域)としてグループホームをバックアップしていくべきである。」

- ③田熊立氏:千葉県発達障害者支援センター地域支援マネージャー、学術博士
バックアップ施設とグループホームは可能な限り隣接した場所が望ましい。

「1秒でも早く駆け付けられる場所」へ。

3 バックアップ施設の重要性

① 緊急対応

ア 日中

日中活動終了時～入浴、食事の終了時までの時間帯に課題が起きやすく、問題が起きた場合、グループホーム職員だけでは、解決できない場合、近くのバックアップ施設(生活介護)の支援が必要となる。

※本法人の運営している生活介護施設が同一敷地にあり

イ 夜間

夜間支援員が少ない中、問題が起きた場合、バックアップ施設(グループホーム)の支援が必要となる。

※本法人の運営しているグループホームが近い距離に2棟あり

② 職員の心理的負担(虐待防止)

行動上の課題を持たれている方を支援する職員の緊張度は高く、心理状態が疲弊しやすい。

そのため業務内容の精査や心理的側面に配慮する必要があり、心理的不安への配慮の一つとして、なにかあった時(緊急事態時)にサポートしてくれる職員がいるという安心感であり、物理的距離間が必要。

※本法人の運営している施設は、双方(GH 職員とその他、バックアップ施設の職員や他 GH の職員)の職員が互いに勤務している場所の窓や玄関から互いが見えるくらいの環境が整っている。

※ひばり、職員と連携をとってシフトを組んでいきます。資格はアドバイザーとして TEACCH プログラム P レベル資格を持った職員がアドバイスできるようにしている。また、ブロック支援といった担当制を置いておらず、誰が行っても同じ支援ができる支援体制を目指している。

千葉県健康福祉部障害福祉事業課と話し合いをもち、同一敷地内に設置する必要性があると理解していただき、そのためには日中サービス支援型共同生活事業を勧めていただいた。

※参照 1 【TEACCH】

・公認 TEACCH 実践者（アメリカ North Carolina University TEACCH Autism Program が公認している実技者 2 名（法人理事長、及び理事長補佐）が在職。

・2 名の職員が TEACCH 実践（学術及び実技）を特色とする大学院を修了

・3 名の職員が実技トレーニングを受講

【応用行動分析】

・応用行動分析学の専門家（筑波大学大学院修了者）よりコンサルテーションを実施（年 2 ～3 回）

※その他

・千葉県強度行動障害実技研修 3 名受講（3 名ともサポーター登録）、1 名受講中（令和 3 年度）

・千葉県強度行動障害基礎研修の受講（8 名）

・袖ヶ浦福祉センター職員さんの見学を受け入れている（平成 29 年度より毎年）。平成 30、31 年度には 5 日～15 日間の実技実習の受け入れをしている。

当法人は、該当者やその家族の方たちを支援する

令和3年10月 日

書面表決書

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会長 様

委員氏名 _____

令和3年10月15日に開催される令和3年度第2回野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に付議された、第1号議案につきまして、下記のとおり表決します。

記

(1) 賛成する ・ 反対する(該当する方を○で囲んでください。)

(2) 議案に関する意見(意見がある場合記入してください。)

提出期限 令和3年10月15日(金)午後5時

提出方法 障がい者支援課へFAX又は持参、郵送でお願いいたします。

FAX番号 04-7123-1095(送信票等は不要です。)